

# 一般社団法人 埼玉県山岳・スポーツクライミング協会

## 会員規程

第1条 この規程は一般社団法人埼玉県山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）の

定款第7条に基づく、会員に関することについて定める。

第2条 会員は、定款第3条の目的に賛同して入会したものとする。

第3条 入会の手続きは次により行う。

- (1) 正会員として入会しようとする者は、別に定める「入会申込書」に必要事項を記入の上、手続きを行うものとする。
- (2) 個人会員として入会しようとする者は、別に定める「個人会員に関する規程」に従って、本会に申し込むものとする。
- (3) 賛助会員として入会しようとする者は、別に定める「賛助会員に関する規程」に従って、本会に申し込むものとする。
- (4) 特別会員として入会しようとする者は、別に定める「入会申込書」に必要事項を記入の上、手続きを行うものとする。

第4条 定款第7条に規定する正会員、個人会員、賛助会員及び特別会員の入会の可否は、次の基準により理事会において決定する。

- (1) 成年被後見人または被保佐人でないこと
- (2) 本協会を過去に除名された者は、除名後2年以上経過していること
- (3) 会員としてふさわしい者と認められる個人または団体

第5条 会員は定款第9条に基づき、会費を納めなければならない。

(1) 正会員	入会金	3, 000円 (法人化発足時は無料)
	会費 (年間)	12, 000円
	※大学生等の学生団体は、	3, 000円
(2) 個人会員	入会金	0円
	会費 (年間)	3, 000円
	※10月～	1, 500円
(3) 賛助会員	会費 (年間)	団体 30, 000円 個人 3, 000円
(4) 特別会員	入会金、会費共に無料とする。	

第6条 会員の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年更新するものとする。ただし年度途中で入会した者は、入会した日から年度末までとする。

第7条 会員及び加盟団体は、本協会及び（公社）日本山岳・スポーツクライミング協会が実施する事業に参加することができる。

第8条 この規程に定めるほか、必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

第9条 本規程の改廃は理事会の決議を経て、総会の承認を要する。

### 付則

- 1 この規程初版は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める設立登記の日から施行する。

2 令和6年5月12日 一部改定（第5条（2）個人会員の会費）